

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公開番号】特開2012-208342(P2012-208342A)

【公開日】平成24年10月25日(2012.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2012-044

【出願番号】特願2011-74348(P2011-74348)

【国際特許分類】

G 09 G 5/00 (2006.01)

G 09 G 3/20 (2006.01)

H 04 N 5/14 (2006.01)

【F I】

G 09 G 5/00 5 5 0 P

G 09 G 5/00 5 5 0 R

G 09 G 3/20 6 3 1 B

G 09 G 3/20 6 1 2 L

G 09 G 3/20 6 3 3 G

G 09 G 3/20 6 6 0 U

H 04 N 5/14 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月14日(2014.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 9】

読み出し制御部22のスキューブ補償部221は、信号処理回路を複数用いたマルチチップ構成で映像表示を行う場合、各信号処理回路間で入力映像信号のスキューブを生じても、このスキューブによる誤動作を防止する。スキューブ補償部221は、信号処理回路制御部40から供給された水平同期信号E_{x t_H}と垂直同期信号E_{x t_V}とフレーム信号E_{x t_FLD}に基づき、信号処理後の映像信号を各信号処理回路から位相差を少なくして出力できるようにタイミングを調整する。スキューブ補償部221は、タイミング調整後の各信号を信号選択部222に出力する。例えば各信号処理回路間でシステムクロックの最大4クロック分のスキューブが発生する場合、水平同期信号E_{x t_H}を8クロック分遅延させる。この場合、遅延後の水平同期信号E_{x t_H}のタイミングは、最大4クロック分のスキューブが発生しても、同じ垂直期間およびフィールド期間のタイミングとなる。したがって、遅延した水平同期信号E_{x t_H}のエッジで垂直同期信号E_{x t_V}とフレーム信号E_{x t_FLD}の取り込みを行い、新たな垂直同期信号E_{x t_V}とフレーム信号E_{x t_FLD}として出力する。このようにすれば、各信号処理回路間でスキューブが発生しても、スキューブの影響を防止できる。また、水平同期信号E_{x t_H}の遅延は、発振器45-Aからのシステムクロック信号SCLKに基づいて行うことで、信号処理回路制御部40から水平同期信号E_{x t_H}と垂直同期信号E_{x t_V}とフレーム信号E_{x t_FLD}と共にクロック信号を供給する必要がない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 9】

